入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

　　令和７年７月２日

香川県子ども女性相談センター所長　　水永　淳

１　入札に付する事項

（１）借入物件名及び数量

　　　・クラウド型電話交換機 一式

　　　・クラウド型電話交換機の設置に必要なLAN配線、ルータ、ハブ等 必要数

　　　・スマートフォン 60台

　　　・画面保護フィルム 60枚

　　　・スマートフォンケース 60個

　　　・スマートフォンの充電器 60台

（２）借入物件の要求諸元

　　　仕様書による

（３）納入場所

　　　香川県子ども女性相談センター（香川県高松市西宝町二丁目６番32号）

（４）納入期限・借入期間

①　納入期限

　　　　　令和８年２月１日（予定）

②　借入期間

　　　　　令和８年２月１日（予定）から令和13年１月31日（予定）までの5年間

 ②の費用については、「地方自治法施行令第167条の17」及び「香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第２条第１号」の規定による長期継続契約を締結するものとする。翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は変更又は削除する。

（５）入札方法

　　　かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

　　　特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

２　契約書作成の要否

要

３　電子契約の可否

　　可とする。

　　電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

　【電子入札システムにて提出する場合】

　　入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

　【電子メールにて提出する場合】

　　下記メールアドレスに令和７年７月23日午後３時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

　　提出先：kodomo@pref.kagawa.lg.jp

４　契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和７年７月２日から令和７年７月７日午後５時まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第１号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前８時30分～午後５時15分まで）

郵便番号760-0004　香川県高松市西宝町二丁目６番32号

　香川県子ども女性相談センター　担当者：岩崎・逢阪・河田・中山

TEL：087-862-8861・087-813-3990

FAX：087-862-4154

E-mail：kodomo@pref.kagawa.lg.jp

なお、かがわ電子入札システムにおいても閲覧に供する。

５　契約の内容に関する質問の受付

　　契約の内容に関する質問がある場合は、令和７年７月８日午後５時までに、４に示した場所に対し文書で行うこと。文書は、FAX又は電子メールによる提出も可とする。

　　回答は、令和７年７月11日から令和７年７月25日までの間（休日を除く午前8時30分～午後５時15分まで）、４に示した場所において閲覧に供するとともに、かがわ電子入札システムで公開する。

６　入札及び開札

（１）電子入札システムによる入札書の提出締切日時

　　　令和７年７月23日　午後３時

（２）開札の日時

　　　令和７年７月25日　午前10時

（３）開札の場所

　　　香川県子ども女性相談センター

（４）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

（５）再入札

　　　開札をした場合において、競争入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札の入札期間及び開札日時については、再入札の実施が決定した後、電子入札システムにより、競争入札参加者に別途通知する。

７　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

８　入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和７年７月11日午後３時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を４に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和７年７月15日午後５時までに通知する。

９　入札者の参加資格

　　次に掲げる要件すべて満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、Ａ級に格付けされている者であること。

（３）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

①　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

②　民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

（５）香川県において、MVNO（仮想移動体通信事業者／Mobile Virtual Network Operator）ではなくMNO（移動体通信事業者／Mobile Network Operator）を提供できる者であること。

（６）応札しようとする物件が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

10　入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、９の（５）及び（６）の要件を満たすことを証明する書類を令和７年７月11日午後３時までに、４に示した場所に提出（郵送の場合は、令和７年７月11日までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和７年７月15日午後５時までに通知する。

11　入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12　入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13　落札者の決定方法

規則第147条第１項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14　契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から５日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15　予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16　その他

（１）詳細は、入札説明書及び仕様書による。

（２）落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。